

除雪業務委託仕様書

1 業務内容

(1) 妙高病院

- ア 除雪作業範囲は別紙図面に示す区域とする。
- イ 当該区域において当日午前4時現在で10cm以上の積雪があり、車両等の通行に支障をきたすことが想定される場合に除雪作業を行うものとし、その要否の判断は乙が行い、原則として午前7時までに完了すること。
- ウ また、午前4時現在で積雪10cm未満であっても、その後の降雪により10cmを超え車両の通行に支障をきたすことが想定される場合は、乙の判断により除雪を実施すること。
- エ 前記イ及びウに関わらず、甲が除雪を指示した場合は、その指示により除雪を行うことを原則とする。
- オ 契約期間中は土、日、祝日及び年末年始も実施すること。

(2) 職員宿舎

- ア 除雪作業範囲は別紙図面に示す区域とする。
- イ 当該区域において当日午前4時現在で15cm以上の積雪があり、入居者の車両の通行に支障をきたすことが想定される場合に除雪作業を行うものとし、その要否の判断は乙が行い、原則として午前7時30分までに完了すること。
- ウ 前記イに関わらず、甲が除雪を指示した場合は、その指示により除雪を行うことを原則とする。
- エ 契約期間中は土、日、祝日及び年末年始も実施すること。

2 請求について

- ア 委託料の額は、別表「除雪業務委託単価表」の各単価に作業に要した延べ実稼働時間（甲が確認した時間）を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。
- イ 1か月の延べ実稼働時間に1時間未満の端数が生じた場合は、少数第1位まで算定する。（少数第2位以下は切り捨てる。）

3 作業の留意事項

(1) 妙高病院

- ア 作業実施にあたり、乙は標識・バリケード・誘導員等安全確保のための措置をとり、外来者及び職員の車両等の出入に支障のないよう留意すること。
- イ 作業後はその都度、別紙「作業日誌」を作成し、実稼働時間が確認できるタコメーター等を添付の上、甲の確認を受けるものとする。
また、請求書提出の際は当月分の作業日誌の写しを添付すること。
- ウ 車寄せロータリー、カーポート、玄関口、駐車している車両の周囲等は、小型ピーター及び人力により除雪し、施設及び器物の損壊が生じないように注意すること。
なお、小型ピーターは病院が貸与するが、その他の器材については乙の負担とする。
- エ 病院所有の小型ピーター使用中に機械の不具合・故障があった場合は、当日中（閉院日の場合は翌開院日）に病院担当者へ連絡すること。
- オ 乙の除雪機械は、車輪式を使用すること。

(2) 職員宿舎

- ア 作業実施にあたり、乙は標識・バリケード等安全確保のための措置をとり、入居者の車両の出入に支障のないよう留意すること。
- イ 作業後はその都度、別紙「作業日誌」を作成し、実稼働時間が確認できるタコメーター等を添付の上、甲の確認を受けるものとする。
また、請求書提出の際は当月分の作業日誌の写しを添付すること。